

後発医薬品のある先発医薬品の特別料金について

令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品を患者様希望で処方する場合、患者様に特別料金（選定療養費）をお支払いいただくようになります。特別料金は院外処方の場合、お薬の料金と一緒に保険薬局でお支払いいただきます。

【特別料金について】

特別料金は、予め定められた後発医薬品のある先発医薬品が対象で、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当になります。特別料金は、課税対象のため、消費税が上乗せされます。公費負担等で自己負担がない患者様も、先発医薬品を希望する場合は、他の患者様と同様に、特別料金のお支払い対象となります。

なお、医師の判断により先発医薬品が処方された場合又は入院中の投薬、後発医薬品を提供することが困難な場合等については特別料金の対象外となります。

ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

詳しくは下記をご覧ください。

[【厚生労働省パンフレット】](#)